

2026年7月6日

## ～一般乗合バス（路線バス）の運賃改定について～

うみ・まち・さと—心でむすぶ



ことでんバス株式会社（本社：香川県高松市朝日町 代表取締役社長 石川雅章）は、2026年10月1日を実施予定とした一般乗合バス（路線バス）の運賃改定について、本日、国土交通省四国運輸局に一般乗合旅客運送事業の運賃変更に関する申請および届出を行いました。

日頃よりご利用いただいておりますお客様にはご負担をおかけすることになりますが、何卒事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## （1）改定の理由

弊社では、消費税率の改定や一部エリアでの軽微な運賃改定を除き、約26年ぶりに2023年9月1日付で上限運賃の改定を伴う運賃改定を実施いたしました。その際、ご利用いただいておりますお客様への影響を考慮し、認可を受けた上限運賃の額より低廉な実施運賃を設定しておりました。

企業努力により実施運賃を抑えて輸送サービスの提供に努めてまいりましたが、利用者数はコロナ禍以前の8割に満たないなど厳しい状況が続いており、先の運賃改定を経てもなお収入面に課題を残しております。

一方では燃料価格やバス車両本体ならびに部品・資材など、あらゆるコストが高騰し、また一層深刻化する運転士不足に対応するための職場環境および待遇の改善に要する原資の確保や、安全輸送に取り組む為の設備投資などの経費が増加しております。

このような厳しい状況においても、公共交通事業者として、安全輸送を確保した上で安定的にサービスを提供していく為には、今後も更なる経営改善に努めるとともに、運賃改定による収支改善が必要であると判断し、先に認可された上限運賃の範囲内において実施運賃を変更するため、申請および届出を行ったものです。

※ 上限運賃…事業の経営に必要な原価に応じて算出されるバス事業者が収受しても良いとされる運賃の上限額。

※ 実施運賃…認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客さまから収受する運賃額。区間ごとの運賃は対キロ区間制により距離と基準賃率を基に計算。

## (2) 運賃改定の内容

1. 届出日 2026年7月6日
2. 実施予定日 2026年10月1日
3. 改定対象 一般乗合バス（路線バス）全路線  
通勤定期乗車券の割引率
4. 旅客運賃平均改定率 8.1% ※対キロ区間制系統のみ  
（協議運賃および軽微運賃は除く）

### 5. 現行・申請運賃比較表

	現行運賃	改定運賃
基準賃率	51円40銭	51円40銭
初乗り運賃	200円（実施）	210円（実施）

※ 通勤定期の割引率について、現行の30.8%引きから30.0%引きへ割引率を引き下げます。（通学定期については割引率50.0%引きで据置）

### 6. 主要区間の運賃

区間	片道運賃			定期（通勤普通1ヶ月）	
	現行	上限認可	実施（予定）	現行	実施（予定）
高松駅～瓦町	200円	210円	210円	8,300円	8,820円
高松駅～仏生山	520円	560円	560円	21,590円	23,520円
高松駅～馬場先	470円	490円	490円	19,510円	20,580円

※ 本表記載の実施運賃は7月6日時点での予定であり、変更となる場合があります。正式な運賃は、準備が整い次第、弊社ウェブサイト等にてご案内いたします。

※ 今回の改定において、実施運賃額が認可された上限運賃額まで達しない区間につきましては今後再度の運賃改定を実施する可能性があります。また、上限運賃額に達している区間におきましても上限運賃の変更認可申請に基づく運賃改定を実施する可能性があります。

※ 協議運賃（まちなかループバス、伏石駅サンメッセ線）、軽微運賃（高松空港リムジンバス）につきましても改定を予定しております。協議会での承認等、準備が整い次第、弊社ウェブサイト等にてご案内いたします。

## (3) 運賃改定に伴う定期乗車券の取り扱いについて

9月30日までにお買い求めいただいた定期乗車券は、10月1日以降もそのままご利用いただけます。10月1日以降の発売分より新運賃となります。

10月1日以降を通用開始日とする定期券を9月30日までにお買い求めいただく場合は、現行運賃にて発売いたします。新規・継続を問わず、通用開始日の14日前よりお買い求めいただけます。

(4) その他

2023年9月1日に実施した上限運賃の改定を伴う運賃改定の申請概要および弊社の取り組み等につきましては、2023年6月19日付のプレスリリース「路線バスの上限運賃変更認可申請について」をご参照ください。

以上

資料に関するお問合せ先

ことでんバス株式会社 運輸サービス部

TEL087-821-3033